



情報(第 157 号)



令和4年7月29日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

雇用保険の基本手当

前号は、雇用保険料と雇用保険給付の種類を解説しました。そこで、今号は、最も基本的な給付である一般被保険者に対する求職者給付（基本手当）についてです。



1 雇用保険の被保険者の種類

最初に被保険者の種類を掲げると次表のとおりです。

被保険者の種類	内容
(1)一般被保険者	(2)から(4)以外の被保険者。
(2)高年齢被保険者	65 歳以上の被保険者であって、(3)(4)に該当しない者。
(3)短期雇用特例被保険者	季節的に雇用され、次のいずれにも該当しない者。 ① 4 か月以内の期間を定めて雇用される者。 ② 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である者。
(4)日雇労働被保険者	原則として、日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者。

2 保険制度

雇用「保険」は、その名のとおり保険制度です。何を保険しているかという、「失業」です。

雇用保険法第 1 条には、同法の目的が規定されており、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか……」とあります（前号でご紹介したとおり、育児休業給付があり、また雇用安定事業及び能力開発事業を行っています）。

つまり、誰が、いつ、失業するかわからないので、予め保険に加入してもらって、不幸に失業（保険事故と呼びます）したときは、給付をしようというわけです。大集団を作れば安い保険料で運営ができることから、前項の表に該当する方は強制加入となり、この点は、健康保険・厚生年金保険においても同じことです。

3 保険が意味するもの

予則不可能な人生であるから予め保険料を掛けていただき、保険事故が発生したときは保障がされる仕組みです。

したがって、保険料を掛けていないにもかかわらず保障がされることはありません。そのため受給資格の定めがあります。

4 失業保険金・基本手当

一般被保険者が失業したときに受給する給付を「基本手当」といいます。ところがその名称は極めて抽象的で、馴染んでいないと難しいことが実態です。

制度の沿革を簡単に紹介すると、昭和 22 年から失業保険法が施行され、昭和 49 年に雇用保険法が立法され、同 50 年 4 月 1 日からそれが施行されたことにより失

業保険法は廃止されました。失業保険法では、失業したときに受給する給付を失業保険金と呼んでおり、雇用保険では失業保険金に相当するものが基本手当となり、その受給には、「失業」が要件となっているのです。

極めて単純に、一般被保険者が「失業」したときは、基本手当を受給できるというわけで、世間的に失業保険金と呼ばれることが多い実情です。

5 基本手当の受給資格

一般被保険者が離職した場合であって、次に該当するときです。

(1) 失業している場合

失業とは、離職者全員ではなく、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない方です。換言すると、労働界から引退した者、病気のため働くことができない方、定年退職し一定期間就職せず休養することになっている当該休養期間にある者等は失業者ではありません。

具体的には、指定日にハローワークへ出頭し、失業認定申告書によって申告し、失業状態と認定されると始めて失業となります。

(2) 離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上（原則）あること
2 項及び 3 項から、一定期間以上保険料納付実績を問う趣旨です。このため、離職票においてこれを明らかにする必要がある、少々複雑な書面とならざるを得ません。

6 被保険者期間

前項第 2 号につき詳しい解説をしましょう。雇用保険の被保険者であった期間の内、離職日から遡及して 1 か月ごとに区分していき、その区分期間中、賃金の支払基礎日数が 11 日以上ある月を 1 か月として計算します。その期間が離職の日以前 2 年間に 12 か月以上なければなりません。

賃金支払基礎日数が 11 日以上の月が 12 か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80 時間以上を 1 か月として計算します。ただし、これは、法律改正によるもので、令和 2 年 8 月 1 日以降の離職者に限り適用されます。

雇用保険料は、支給される給与額に保険料率を乗じて徴収されますから、就労日数が少なければ当然、保険料額が低額となります。保険制度の趣旨からすれば被保険者期間がありさえすればよいということにならないわけです。

同じ保険制度でも、健康保険・厚生年金保険は、支給給与額ではなく、標準報酬に応じて徴収されるので、被保険者期間＝保険料納付済期間となります。

7 受給期間

基本手当は、原則として離職日の翌日から起算して 1 年間で、その間において所定給付日数分が受給できます。

妊娠や病気で職業に就くことができない場合はその期間（最大 3 年間）を、定年退職では一定期間求職申込をしないことを希望する期間（最大 1 年間）を受給期間に加えることができます。